

貨物軽自動車運送事業を經營される方へ

貨物軽自動車運送事業を經營される方は、下記の事項等を遵守し、法令違反とならないよう事業を行って下さい。

記

1. 道路運送法に違反する旅客行為は行わないこと。
2. 使用車両には、ハイヤー・タクシーの表示、又はこれと紛らわしい表示は行わないこと。また、運賃メーター器及び屋上灯、又はこれらに類似するものを装着しないこと。
3. 自動車の運行にあたっては、運行管理を適切に行い、自動車事故防止に最善を尽くすこと。
4. 事故記録簿を備え付け、適切に記録するとともに、死傷事故及び火災事故等重大と思われる事故を惹き起こしたときは、当支局あて速やかに報告すること。
5. 届出車両の全てについて、任意保険(被害者1名につき保険金額5,000万円以上の対人保険又は共済)に加入すること。
6. 東北運輸局福島運輸支局長から、日時場所を指定して出頭を求められたときは、これに応ずること。
7. **令和7年4月1日からあらたに事業を行う場合※には、安全管理者の選任が必要になります。**
安全管理者は選任される日から2年前までに「貨物軽自動車安全管理者講習」の受講と、選任されている間も2年に1回「定期講習」を受講する必要があります。
※令和7年4月1日以前から事業を行われている場合には、令和9年3月までに選任が必要です。
8. 次の経営内容に変更があった場合は、指定の手続きを行うこと。
 - (1) 氏名または名称、住所(営業所・車庫の位置を含む。)
 - (2) 休憩施設・車庫の位置又は面積
 - (3) 自動車の総数(ただし、総数が0になる減車の場合は、事業の廃止の必要があります。)
 - (4) 使用する自動車の種別
 - (5) 事業の廃止

※ 手続き等で不明の点がありましたら、東北運輸局福島運輸支局までお問い合わせ下さい。

連絡先	東北運輸局福島運輸支局 輸送・監査部門
住所	福島市吉倉字吉田54番地
T E L	024-546-0345(音声ガイダンス3番)
F A X	024-545-1561

軽貨物自動車運送事業者の皆様へ

～安全運行を行うために必要な法令遵守のご案内～

軽貨物自動車運送事業者に対して、関係法令において以下に示すような安全確保等にかかる規定がありますので、これらを遵守いただき安全運行につとめてください。

「主な安全規制」

・休憩や休息が十分とれるように、勤務時間及び乗務時間を定めていただき、これを遵守しましょう。



貨物自動車運送の届出です。
旅客の運送はできません！



表

・乗務前にアルコールチェッカーによる酒気帯びの有無や疾病、疲労等の有無、車両の点検などを確認し、記録する必要があります。



・貨物の運送に関する損害賠償に対応できる任意保険等に加入しましょう。



・過積載運行はやめましょう。
乗用車使用の場合、積載可能な重量は
(乗車定員-乗車人数)×55kgです。



・車両に名称、氏名若しくは記号を見やすいように表示しましょう。

・視野もしくはハンドルその他の装置の操作を妨げることとなるような積載はやめましょう(道交法)。



裏面に続く

軽貨物自動車運送事業者の皆様へ

～安全運行を行うために必要な法令遵守のご案内～

運転手を雇用している場合は、表面の安全規制の他、次の事項も実施しなければなりません。

・運転手を雇用している場合、乗務前に酒気帯びの有無や疾病、疲労等の有無、車両の点検などを確認し、安全な運行を行うための指示、いわゆる「点呼」を実施しましょう。



・過積載にならないよう運転者に適切に指導しましょう。



裏

・安全な運行を行うため、運転者に適切な指導を実施し、その結果を記録しましょう。



これら「主な安全規制」は、遵守しなければならない一例となります。

詳しくは
・「貨物自動車運送事業輸送安全規則」をご覧ください
・各都道府県の運輸支局輸送担当まで、ご連絡ください。



運輸局 運輸支局長 殿

貨物軽自動車運送事業経営届出書

今般、貨物軽自動車運送事業を経営したいので、貨物自動車運送事業法第36条及び同法施行規則第33条の規定により、関係書類を添えて届出いたします。

氏名又は名称並びに代表者の氏名及び住所(主たる事務所)		開始予定日		令和 年 月 日	
ふりがな					
氏名又は名称 (主たる事務所の名称)		(通称名:)			
代表者氏名					
住所 (主たる事務所の位置)					
電話番号					
メールアドレス		@			
事業計画の内容(住所と同じ場合は、□欄にチェックを入れる)					
営業所の名称及び位置					
営業所名		位置		□住所に同じ	
事業用自動車の種別ごとの数					
	車両数	乗車定員		車両数	乗車定員
軽(普通)	両	名	軽(霊柩)	両	名
			二輪	両	名
自動車車庫の位置及び収容能力					
位置		営業所からの距離		収容能力	
□住所に同じ		m		m ²	
乗務員の休憩又は睡眠のための施設の位置及び収容能力					
位置		収容能力		□住所に同じ	
				m ²	
運送約款(該当する□欄にチェックを入れる)					
<input type="checkbox"/> 標準貨物軽自動車運送約款(平成15年国土交通省告示第171号)					
<input type="checkbox"/> 標準貨物軽自動車引越運送約款(平成15年国土交通省告示第172号)					
<input type="checkbox"/> その他運送約款					

貨物軽自動車運送安全管理者選任状況(上記営業所分)			
安全管理者選任予定者の氏名		研修受講状況	年 月 日受講修了 済み・予定

運輸局 支局長 殿	
宣誓書	
<input type="checkbox"/> 届出にかかる自動車車庫については、私に使用権原があることを宣誓します。	
<input type="checkbox"/> 届出にかかる自動車車庫の土地・建物は、都市計画法等の関係法令に抵触しないことを宣誓します。	
<input type="checkbox"/> 貨物の運送に関し支払うことのある損害賠償の支払い能力を有することを宣誓します。	
<input type="checkbox"/> 安全管理者は事業開始日までに選任し、選任後は速やかに選任届を提出すること。 選任前には運送業務を行わないことを宣誓します。	
令和 年 月 日	
住所	
氏名	
(名称)	

貨物軽自動車運送事業の経営届出様式を使用した場合の記入要領

1. 届出日の欄
経営届出書を運輸支局に提出する日を記入してください。
2. 開始予定日の欄
事業を始める日を記入してください。
3. 氏名又は名称(主たる事務所の名称)の欄
 - (1)個人名義で事業を行う場合は、氏名を記入してください。(記入例:〇〇 一郎)
 - (2)法人名義で事業を行う場合は、会社の正式名称を記入してください。(記入例:株式会社 〇〇運送)
 - (3)事業経営上、通称名を使用する場合は、(通称名:)の欄に、その名称を記入してください。(記入例: 〇〇 運送)
4. 代表者氏名の欄
法人名義で事業を行う場合は、代表者の氏名を記入してください。(記入例:代表取締役 〇〇 一郎)
5. 住所(主たる事務所の位置)の欄
 - (1)個人名義で事業を行う場合は、その方の住所を記入してください。
 - (2)法人名義で事業を行う場合は、会社の本社所在地を記入してください。
6. 電話番号の欄
連絡先となる電話番号を記入してください。
7. 営業所の名称及び位置
 - (1)営業所名の欄
事業用自動車を配置する営業所の名称を記入してください。
(記入例)
 - ・個人名義で1両で事業を行う場合には、自宅が営業所ということが考えられますので、その場合には、本店或いは〇〇運送といった記入が考えられます。
 - ・法人名義で事業を行う場合には、会社で決めた名称を記入してください。
 - (2)位置の欄
当該営業所の住所を記入してください。なお、住所と同じ場合は、「□住所に同じ」のところの□にレ点し、住所の記入を省略して結構です。
 - (3)営業所が複数有る場合の記入等方法
2ヶ所目以降の営業所については、別に定めた補助用紙の所定欄に同様の記入方法で記入してください。
8. 事業用自動車の種別ごとの数
 - (1)営業所ごとの事業用自動車の種別ごとの数を、該当する欄に記入してください。
注)種別のうち、
 - ・軽(普通)とは、軽自動車で霊枢及び二輪以外の自動車のことです。
 - ・軽(霊枢)とは、軽自動車で霊枢自動車のことです。
 - ・二輪とは、二輪バイクで125CCを超える排気量のものです。
 - (2)営業所が複数有る場合の営業所ごとの記入方法
2ヶ所目以降の営業所分については、別に定めた補助用紙の所定欄に同様の記入方法で記入してください。
9. 自動車車庫の位置及び収容能力
 - (1)位置の欄
事業用自動車の車庫の住所を記入してください。なお、住所と同じ場合は、「□住所に同じ」のところの□にレ点し、住所の記入を省略して結構です。
 - (2)収容能力の欄
車庫の面積を記入してください。
 - (3)営業所が複数有る場合の営業所ごとの記入等方法
2ヶ所目以降の営業所分については、別に定めた補助用紙の所定欄に同様の記入方法で記入してください。
10. 乗務員の休憩又は睡眠のための施設の位置及び収容能力
「9. 自動車車庫の位置及び収容能力」に準じて記入してください。
11. 標準運送約款と同一の運送約款を定めるかどうかの別
 - (1)標準貨物軽自動車運送約款、標準貨物軽自動車引越運送約を使用する場合には、該当する運送約款の□にレ点してください。
 - (2)標準運送約款以外の運送約款を使用する場合は、「その他運送約款」の□にレ点してください。なお、この場合は、当該運送約款を添付することが必要となります。
12. 貨物軽自動車運送安全管理者選任状況
 - (1)安全管理者として選任する予定の者の氏名及び安全講習の受講状況を記載してください。
なお、自社で選任している運行管理者を安全管理者とする場合には、氏名欄に氏名の他、()書きで「●●営業所 運行管理者」と記載してください。
 - (2)「研修受講状況」が「予定」の場合、受講申し込み済みであることが確認できる書面等(電磁的書面でも可)を提示してください。
13. 宣誓書
自動車車庫について使用権原があることが確実であること、及び、車庫の土地・建物が都市計画法等(農地法、建築基準法、車両制限令等)の関係法令に抵触していないこと、貨物の運送に関し支払うことのある損害賠償の支払い能力を有することが確実であること、並びに、確実に安全管理者を選任し、必要な届出及び選任前には運送事業を行わないことを宣誓し、日付の欄に届出日と同様の日付を記載し、住所及び氏名の欄に届出人の住所、及び、氏名又は名称を記入してください。なお、宣誓書の記入がない場合は、届出内容が補正されてから受理します。

令和 年 月 日

運輸局 運輸支局長 殿

住 所
氏名又は名称
電話番号

貨物軽自動車運送事業の運賃及び料金届出書

今般、貨物軽自動車運送の運賃及び料金を設定したので貨物自動車運送事業報告規則第2条の2の規定により、関係書類を添えて届出致します。

記

1. 氏名又は名称及び住所
住 所
氏名又は名称
2. 事業の種別
貨物軽自動車運送事業
3. 設定しようとする運賃及び料金を適用する地域
4. 設定しようとする運賃及び料金の種類、額及び適用方法
別紙のとおり
5. 実施日
令和 年 月 日